

弾性ストッキング

今回は本ニュース553号(浮腫について)と関連した話になります。

1) ある患者さんからの質問

普段は高血圧の治療で近医を受診している患者さんが降圧薬の処方箋を薬局に持参した際に以下の質問をしました。

『昔、下肢深部静脈血栓症で入院治療をして数年間は特に問題も無く過ごしていたが、数年前に足の浮腫がひどくなり、再受診したところリンパ浮腫と言われ弾性ストッキングで様子を見ることになった。そのうち浮腫も軽くなってきたので弾性ストッキングもせずに生活していたが最近また足の浮腫がひどくなってきた。以前の弾性ストッキングが残っているので使ってみてもよいか?』

患者さんとのさらなる聞き取りが必要と思われませんが、下記の設問ではどれが適切でしょう。

- 以前、弾性ストッキングで浮腫改善がみられているのでストッキングを履いてしばらく様子を見ましょう。
- すぐに弾性ストッキングを履いて以前入院していた病院を受診してください。
- 弾性ストッキングは履かずに、すぐに以前入院していた病院を受診してください。

2) 患者さんの病歴

患者さんからより詳しい病歴を聴き取ったところ、以下のようなことが分かってきました。

20年近く前にA内科クリニック受診時に下肢の脛の浮腫がひどくなってきたので、B総合病院の循環器内科を紹介され受診したところ、下肢深部静脈血栓症と診断され、かつ血栓も見つかったため下肢静脈内に1ヵ月ほどフィルターを留置した後にフィルターを抜去その後、半年ほど弾性ストッキングの装着とワルファリンが投与されましたが、新たな血栓の発生も認められなかったためワルファリンも中止となり弾性ストッキングも無しで様子を見ることになりました。しかし、5年ほど前にふたたび下肢の脛の浮腫がひどくなりB総合病院を再度受診したところ静脈瘤を伴うリンパ浮腫もしくは静脈弁不全を指摘されたものの血栓は認められなかったため、弾性ストッキングだけでしばらく様子を見ることになりました。しかしその後は軽い浮腫はあるもののひどくはないので自己判断で弾性ストッキングも履かずに放置しておいたところ、最近再び脛の浮腫がひどくなって指で押すと凹みの回復にかなり時間がかかるようになってきたと言います。

3) 問題への解答

本ニュース552号でも触れましたが浮腫になる原因は様々なものがあります。本患者さんは過去に下肢深部静脈血栓症(DVT)の治療歴があるので、DVTに伴う浮腫と考えるのが妥当だと思われます。とするならば静脈内に血栓が形成されている可能性もあるわけです。そのような時に弾性ストッキングを装着するとどうなるでしょうか?

弾性ストッキングは血流を改善する作用がありますから、もし下肢静脈に血栓が形成されていたとしたらその血栓が上行して肺に到達して肺塞栓を起こしてしまうリスクがあります。肺塞栓を起こすと酸素と二酸化炭素の交換が行なわれにくくなるため、重度の場合は死に至ります。

という状況を考えると設問a.は浮腫がある程度改善するかもしれませんが、もし血栓ができていたら肺へ飛んでいく可能性があります。しばらく様子を見るのは適切ではないと言えます。設問b.はすぐに

病院を受診するのは適切ですが、弾性ストッキングを履いてから受診するまでに血栓が飛ぶのではないかという問題が残ります。設問 c. は弾性ストッキングを履かせないという点ではすぐに血栓が飛ぶ心配はなさそうです。そしてすぐに病院を受診してもらうので a. ～c. の中では一番妥当な指導ではないかと思えますが、皆さんはどう考えられますか？

- ☛これは過去にDVTを治療した私が体験した実話で最近脛の浮腫がひどくなり総合病院の循環器内科を受診した際に「まさか以前の弾性ストッキングを履いていないでしょうね？」と言われ「もし血栓ができていたら肺に飛んでしまいますよ」と注意された経験から作った問題でした。
- ☛**浮腫**といえば**利尿薬の利用**という発想になるかと思いますがリンパ浮腫や静脈弁不全の場合は他に心不全などの徴候が無ければ、特に高齢者の場合は**脱水症状**になりかねないので要注意です。

4) 弾性ストッキングとは

クラス I に分類される**一般医療機器**のひとつになります。使用目的は**下肢の静脈血、リンパ液のうっ滞を軽減又は予防する等、静脈還流の促進を目的に使用される医療用の弾性ストッキング**で、機能は**末梢部から中枢に向かい漸減的に圧力を加える機能を有する**とされています。

形状としては膝下から足先までを覆うストッキングになり**ふくらはぎの下方に貯留しがちな静脈血ならびにリンパ液を体の上方に向うのを補助**する医療機器となります。

一般医療機器は販売許可に規制はなく、生命・健康にほぼ影響はないと分類される機器ですが、弾性ストッキングには**警告**や**禁忌事項**がありますので取り扱いのある薬局や店舗ではそれらの使用注意をよく理解しておく必要があります。血栓関連の注意事項を下記の赤字で示しておきます。

【警告】

1. 適用対象(患者) 次の患者には慎重に適用すること
 - 1) **急性期の深部静脈血栓症の患者** **【肺血栓塞栓症を発症する恐れがある】**
 - 2) 動脈血行障害、うっ血性心不全の患者、下肢に炎症性疾患、化膿性疾患、急性創傷のある患者 [圧迫により症状を悪化させる恐れがある]
 - 3) ～8)… (略)
2. 使用方法 1) サイズ表を確認し、正しいサイズの製品を着用すること [正しいサイズ及び圧迫力の選定が出来ないと、各部位に過剰及び過小な着圧がかかることになり、本品の効果が発揮されない恐れがある]

【禁忌・禁止】

1. 適用対象(患者) 次の患者には適用しないこと
 - 1) 重度の動脈血行障害及びうっ血性心不全、皮膚移植後、壊死・壊疽、重度の浮腫、皮膚の化膿性疾患のある患者 [症状を悪化させる恐れがある]
 - 2) ～5)… (略)
- ☛上記のような警告、禁忌・禁止がある一般医療機器になりますから、購入される患者さんがいたならばその病歴などの背景を確認する必要があるでしょう。
 - ☛総合病院などでは弾性ストッキングが必要と診断された患者には診療科でふくらはぎの測定をして最適なサイズのストッキングを選択し、その病院に入っている売店や近くの薬局で購入するシステムになっています。

5) パンテリン®のふくらはぎ用サポーターとは

テレビのCMなどでおなじみの**パンテリン**のふくらはぎ等をサポートしてくれる商品は**雑貨品**扱いになるようです。ただ注意書きには末梢血流障害の人は利用を差し控えるようにとあります。運動用サポーターと言えども人によっては害をなす場合があることを知る必要があるでしょう。 (終わり)